

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 字の区域の変更(市町村振興課)
 - 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
 - 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
 - 生活保護法による診療所等の休止(〃)
 - 鳥取県障害者計画の決定(障害福祉課)
 - 保険医療機関等の指定(保険課)
 - 農業振興地域の区域の変更(農政課)
 - 臨時種畜検査の実施(畜産課)
 - 土地改良法による換地処分(農村整備課)
 - 土地改良事業の認可(二件)(〃)
 - 国土調査法による事業計画の変更(〃)
 - 土地収用法による土地の立入り(管理課)
 - 都市公園の供用の開始(都市計画課)
 - 都市計画の変更(二件)(〃)
 - 開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)
 - 廃川敷地等の生成(河川課)
 - 海岸保全区域の指定の一部改正(港湾課)
 - 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二十九工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成六年九月一日現在の地番による。)
長田字大新田ノ二部以外の区域	長田字大新田ノ二のうち三七九の二二五の一部、三七九の一三〇の一部
長田字王平一〇五二の一の一部、一〇五二の六の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の二二の一部、一〇五二の二二、一〇五二の五八の一部、一〇五二の五八	長田字大新田ノ二のうち三七九の二二五の一部、三七九の一三〇の一部
長田字源平山の全域	長田字源平山の全域
長田字免賃手一〇五〇の一の一部、一〇五〇の一四から一〇五〇の一六まで、一〇五〇の一七の一部、一〇五〇の一八から一〇五〇の二四まで、一〇五〇の二五から一〇五〇の三四までの一部、一〇五〇の一三九から一〇五〇の一四二まで、一〇五〇の一四三の一部	長田字源平山の全域

長田字免賀手	長田字免賀手のうち一〇五〇の一の一部、一〇五〇の一四から一〇五〇の一六まで、一〇五〇の一七の一部、一〇五〇の一八から一〇五〇の二四まで一〇五〇の二五から一〇五〇の三四までの一部、一〇五〇の一三九から一〇五〇の一四二まで、一〇五〇の一四三の一部以外の地域
長田字王平	長田字大新田ノ二 三七九の二二五の一部、三七九の一三〇の一部 長田字王平のうち一〇五二の一の一部、一〇五二の六の一部、一〇五二の一の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の三、一〇五二の五の一部、一〇五二の五八以外の区域

鳥取県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四―二九	平成七年一月九日
医療法人林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二―一	平成七年一月十七日
医療法人社団遠藤医院	境港市上道町九一四―一	平成七年一月二十三日
宮石クリニック	倉吉市福庭B三九―R三―一	平成七年二月七日
消化器クリニック米川医院	米子市両三柳八八〇―一	平成七年二月十日

萬治医院	倉吉市丸山町四七六―三	〃
医療法人社団もりもと 森本外科・脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢束二二二〇	〃
池田歯科医院	鳥取市湖山町西二丁目二一〇	平成七年二月一日
高野歯科医院	米子市東福原三丁目一―一五	平成七年二月十日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四―二二	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三―一	平成七年二月一日
訪問看護 ステーションのじま	倉吉市瀬崎町二七―四―一	平成七年一月九日
ル・サンテリオン 老人訪問看護ステーション	倉吉市山根五五―二三三	平成七年二月一日
老人訪問看護 ステーションしみず	倉吉市宮川町二二九	〃

鳥取県告示第三百三十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二〇	平成六年十二月三十一日
遠藤医院	境港市上道町九一四一	〃
医療法人 健生會米川医院	米子市両三柳八八〇一	平成七年一月三十日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	平成七年一月三十一日
森本外科・脳神経外科 医院	東伯郡東伯町大字逢東二二一〇	〃
高野歯科医院	米子市東福原三丁目一一一五	平成六年十二月三十一日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一一一	〃
豊増歯科医院	岩美郡福部村大字細川六六六一	〃
小林歯科医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七一四	〃
加藤歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野九六三	〃
御船歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三七六六一	〃
田中歯科医院	気高郡気高町大字勝見六七三二四	平成七年一月三十一日

鳥取県告示第百三十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休止年月日
松島医院	岩美郡岩美町大字大谷三五八一二	平成七年一月三十一日

鳥取県告示第百三十九号

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第七条の二第二項の規定に基づき、鳥取県障害者計画を平成七年二月二十一日定めたので、同条第七項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県障害者計画を次のとおり決定する。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県福祉保健部障害福祉課、各福祉事務所及び各市福祉事務所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	平成七年二月一日
森本外科・脳神経外科 医院	東伯郡東伯町大字逢東二二二〇	〃
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁二二三八一	平成七年二月三日
平田歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	平成七年二月二十七日
都田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	平成七年二月十五日

鳥取県告示第百四十一号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変 更 後 の 区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 平成七年二月鳥取県告示第百六十号で変更した鳥取都市計画による市街化区域

- 二 昭和六十年十月鳥取県告示第千二十六号で市街化区域から市街化調整区域に変更した区域（ただし、古海字西中田三七三の二、三七三の三、三七四の二から三七四の四まで、三七五の二から三七五の五まで、三七六の二、三七六の三、三七七、三七七の二、三七七の三から三七七の六まで、三七七の七から三七七の七まで、三八〇の二から三八〇の七まで、三八一の八、字上池ノ内四七六、四七六の二、四七七、四七八の二から四七八の三まで、四七九の二から四七九の三まで、四八〇の二、四八〇の三、四八〇の四、四八一の二、四八一の三、四八二の二、四八三の二、四八三の三、四八四の二、四八四の三、四八五、四八六の二、四八六の三、四八七の二、四八七の三、四八八の二、四八八の三、四八九の二、四八九の三、四九〇の二から四九〇の三まで、四九〇の四、四九〇の五、四九一の二、四九一の三、四九二の二、四九二の三、字下池ノ内四九三から四九五まで、四九五の二、四九六の二から四九六の四まで、四九七、四九八の二、四九八の三、四九九の二、四九九の三、五〇〇、五〇一、五〇二の二、五〇二の三、五〇五の二、字中實五二七の四、字上町田五二八の三、徳尾字上山崎一八五の二、一八六の五、一八六の六、一八七の二、一八八の二、一八九の二、字下山崎一八四の二、滝山字山下四〇三、四〇四の九、四〇四の二、字小西谷口四二九の二、四二九の三、四二九の四、四二九の五、四二九の六、四二九の七、四二九の八を除く。）で第一号図から第十号図までの青色で着色した区域
- 三 千代川河口のうち第十一号図の赤色で着色した区域
- 四 山陰海岸国立公園の特別地域
- 五 鳥取空港の区域
- 六 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に囲まれた区域
- 七 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、一〇から一七まで、四六、四八、四九、五三から五五まで、五八から六一まで、六五から六八まで、一〇二から一〇四まで、一〇七から一一三まで、一二三から一二六まで、一三〇から一三四まで、一三七から一三九まで、一四二から一五二まで、一五六から一五八まで、一七三、一七五、一七六、一七九、一八〇、一九〇、一九一、二〇三及び二〇四の区域並びに昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、一一三、一一四及び一〇三二の区域（第一号図から第十一号図までは、省略する。）

鳥取県告示第四百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成七年三月二十四日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第二一九工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷（清原）地区農業用排水）を平成七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口地区農道整備）を平成七年二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき定められた地籍調査に関する県の計画に基づく平成六年度における鳥取市、西伯町及び岸本町が行う事業計画を次のとおり変更したので、告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称		変更前	変更後	調査面積（平方キロメートル）
鳥取市	変更前	鳥取市海蔵寺、紙子谷、広岡、船木、桂木及び生山の各一部	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、広岡、香取及び杵宜谷の各一部	一・六一
	変更後	鳥取市海蔵寺、紙子谷、広岡、船木、桂木及び生山の各一部	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、広岡、香取及び杵宜谷の各一部	二・一七
調査を行う者の名称		後の別	調査期間	
		調査地	平成七年三月三十一日まで	

岸 本 町		西 伯 町	
変更後	変更前	変更後	変更前
〃	西伯郡岸本町丸山の一部	西伯郡西伯町大字清水川、大字福成及び大字阿賀の各一部	西伯郡西伯町大字清水川及び大字福成の各一部
〃	〃	〃	〃
一・〇四	一・〇三	一・四三	一・二七

鳥取県告示第百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空送電線路黒坂線N.O. 一二九―一三八鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市青木字宮ノ前及び字稲場、兼久字上新田及び字内海道並びに奥谷字新田、字代官田、字京田及び字中沢地内

四 立ち入ろうとする期間

平成七年三月一日から平成八年二月二十九日まで

鳥取県告示第百四十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡東郷町大字引地

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年三月一日

（別紙図面）は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

鳥取市西大路字松ノ木、杉崎字長吉及び字下永吉、津ノ井字柳ノ丁、北園二丁目、北園二丁目、円護寺字北谷口、字北谷山、字浜田及び字中河原並びに覚寺字堤下式、字西尾田、字拾上、字流田、字堤下三、字七反田、字下丁町、字上丁町、字目当、字砂田及び字妙見

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字中浜、字湊ノ三及び字米倉、湖山町西二丁目、湖山町北四丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、浜坂二丁目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、岩倉字棚田、北村字恵磯谷、字花色、字横縄手及び字上菖蒲田、本高字立見、字多治見、字茶屋土居下、字玉川、字向白木及び字白木西分、的場字大樋詰、叶字樋詰メ及び字四反田、西大路字樋詰並びに津ノ井字下砂田、字船田、字五反田及び字桁添

削除する部分

鳥取市叶字横縄手

2 市街化調整区域

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字中浜、字湊ノ三及び字米倉、湖山町西二丁目、湖山町北四丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、浜坂二丁目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、北村字恵磯谷、字花色、字横縄手及び字上菖蒲田、本高字立見、字多治見、字茶屋土居下、字玉川、字向白木及び字白木西分、的場字大樋詰、叶字四反田、字樋詰メ及び字横縄手、西大路字松ノ木及び字樋詰、津ノ井字下砂田及び字船田、杉崎字下永吉及び字長吉、北園二丁目、北園二丁目、円護寺字北谷山、字北谷口、字中河原及び字浜田並びに覚寺字妙見、字砂田、字目当、字下丁町、字流田、字拾上及び字

西尾田

削除する部分

鳥取市津ノ井字柳ノ丁、字桁添及び字五反田、岩倉字棚田並びに覚寺字堤下式、字堤下三及び字上丁町

鳥取県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第1種住居専用地域

追加する部分

鳥取市北園二丁目、北園二丁目、若葉台南二丁目並びに香取字小山谷西側及び字宮ノ鼻

変更する部分

鳥取市湖山町南三丁目並びに香取字小山谷、字元結西側及び字権現

2 第2種住居専用地域

鳥取市北園二丁目、円護寺字北谷山、字北谷口、字中河原及び字浜田並びに覚寺字妙見、字目当、字上丁町、字下丁町、字流田、字拾上、字堤下式及び字堤下三

変更する部分

鳥取市若倉字坂谷、字井後及び字棚田、卯垣、卯垣四丁目、湖山町南四丁目、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、江津字新田、字上土居、字中瀬、字藪ノ内及び字土橋並びに秋里字東皆竹及び字藪ケ土手
削除する部分

3 住居地域

追加する部分

鳥取市西大路字松ノ木並びに覚寺字堤下式、字堤下三、字西尾田、字拾上、字流田、字下丁町、字砂田、字七反田及び字妙見

変更する部分

鳥取市湖山町西一丁目、秋里字東皆竹、字藪ケ土手及び字三嶋、江津字三嶋河原、叶字四反田及び字樋詰メ、的場字大樋詰、西大路字樋詰、賀露町字西浜、字湊ノ三、字米倉及び字中浜、湖山町北四丁目並びに香取字小山谷及び字元結西側
削除する部分

4 準工業地域

追加する部分

鳥取市津ノ井字船田、字柳ノ丁、字下砂田、字桁添及び字五反田並びに杉崎字下永吉及び字長吉

変更する部分

鳥取市叶字横縄手及び字四反田

5 工業専用地域

変更する部分

鳥取市北村字恵磯谷、字花色、字上喜浦田及び字横縄手並びに本高字向白木、字白木西分、字玉川、字茶屋土居下、字立見及び字多治見

鳥取県告示第百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月二十五日 鳥取県指令受鳥土維第五百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字鴈津東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海一三三四

木下 孝造

鳥取県告示第百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月二十五日 鳥取県指令受都計三三三第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡気高町大字浜村字四反田、字海老田及び字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市千代水一丁目一七四

株式会社 小林工務店鳥取支店

支店長 坂本 茂

鳥取県告示第百五十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

一級河川斐伊川水系加茂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成七年二月二十八日

三 廃川敷地等の位置

米子市長砂町八〇三―一地先から同町七八三―四地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二七〇・六三平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を

有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第百五十四号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次

のように改正する。

平成七年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中鳥取県鳥取沿岸鳥取港海岸賀露西浜地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸鳥取港海岸賀露西浜地区海岸	基点一 鳥取市賀露町字西浜地先鳥取港灯台（北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一分一二秒）から二二一度四〇分〇秒九五・〇〇メートルの点
	基点二 基点一から二四九度五〇分〇秒九四・〇〇メートルの点
	基点三 基点二から二五三度〇〇分〇秒二六九・〇〇メートルの点
	基点四 基点三から二五四度五〇分〇秒二九二・〇〇メートルの点
	基点五 基点四から三四四度二〇分〇秒一九・〇〇メートルの点
	基点六 基点五から三三二度二〇分〇秒一七六・〇〇メートルの点
	基点七 基点六から三三七度二〇分〇秒一三〇・〇〇メートルの点
	基点八 基点七から七三度三〇分〇秒七六九・〇〇メートルの点
	基点九 基点八から一七九度〇〇分〇秒一三四・〇〇メートルの点
	基点十 基点九から二五三度三〇分〇秒六六・〇〇メートルの点
	基点十一 基点十から二四一度四一分〇秒一二・〇〇メートルの点
	基点十二 基点十一に同じ

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認め

ので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年二月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 敬

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フナイバーロン	株式会社三共
〃	CRフナイバー彩	〃
〃	CRフナイバーロン	〃
〃	フナイバーギョウククジー	〃
〃	CRフナイバーギョウククジー	〃
〃	フナイバービーチ	〃
〃	CRフナイバービーチ	〃
〃	フナイバーワングP	〃
〃	パチーズへようこそ	〃
〃	兄貴	〃
〃	サーキットウルフ	〃
〃	フナイバーギョウククジーSP	〃
〃	コマコマ倶楽部	豊丸産業株式会社

〃	CRコマコマ倶楽部V	〃
〃	ドラゴン伝説	〃
〃	スーパーバージョン	株式会社藤商事
〃	CRシューティングスター	〃
〃	スーパービーチA	株式会社高尾
〃	CR星占い2	〃
〃	ツープア	〃
〃	ごくうの大遊記II	株式会社大一商会
〃	CRごくうの大遊記	〃
〃	モンキー倶楽部2A	〃
〃	モンキーチャンスII	〃